

2018 年度事業報告 附属明細書

2018 年度（平成 30 年度）事業報告には、「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則」第 34 条第 3 項に規定する附属明細書「事業報告の内容を補足する重要な事項」が存在しないので作成しない。

2019 年（令和元年）5 月

一般社団法人 日本ペンクラブ